

第十九号議案

江戸川区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

江戸川区難病患者福祉手当条例（昭和四十九年六月江戸川区条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表に定める疾病のほか規則」を「江戸川区規則（以下「規則」という。）」に改める。

第三条の見出しを「（支給制限）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定にかかわらず、当該難病患者」を「現にこの手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）」に改め、同項第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 その者の保護者が、その者に係る江戸川区児童育成手当条例（昭和四十六年十月江戸川区条例第二十四号）に基づく障害手当の支給を受けているとき。

三 その者が該当する江戸川区心身障害者福祉手当条例（昭和四十八年十月江戸川区条例第二十五号）に基づく心身障害者福祉手当の月額がこの手当の月額と同額又は上回るとき。

第三条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第四条の見出しを「（再認定）」に改め、同条第一項を次のように改める。

受給者は、受給資格の更新のために、区長に申請し、受給資格の再認定（以下「再認定」という。）を受けることができる。

第四条第二項中「認定」を「再認定」に改める。

第五条中「前条の認定を受けた者（以下「受給者」という。）」を「受給者」に改め、同条第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「規定する要件を有しなくなつた」を「該当した」に改め、同号を同条第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 江戸川区内に住所を有しなくなつたとき。

第七条第一項中「第四条に基づく認定を申請した日の属する月から」を削る。
第八条を次のように改める。

第八条 削除

別表を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区難病患者福祉手当条例の規定は、平成二十五年四月分の手当から適用し、同年三月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

(説明)

難病患者福祉手当の支給対象を改めるほか、規定を整備する必要があるもので、
本案を提出いたします。